

令和 7 年 9 月 1 日

「特掲診療料について」

当薬局では下記項目において施設基準あるいは算定要件を満たしていることをお知らせします。

- ・ 調剤基本料 1
- ・ かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- ・ 特定薬剤管理指導加算 2
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 後発医薬品調剤体制加算 1

弘大弘仁会薬局